慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	オーストリアの「被害者補償制度」について
Sub Title	Um die neue Gesetzgebung betr. Gewährung von Hilfeleistungen an Opfern von Verbrechen in Österreich
Author	宮沢, 浩一(Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.47, No.5 (1974. 5) ,p.49- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740515-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

オーストリアの「被害者補償制度」について

宮沢浩一

刑事政策の分野における最近の重要な論点の一つに、「被害者補償制度」がある。犯罪の被害者に対して国家が補償を行なうという法制度であり、この種の萌芽的な議論は、一九世紀末に、フェリーやガロファロらの提唱したところである。犯罪被害者を放置し、何らの手をさしのべないでおくことは、犯罪者に対する刑事政策を推進する上で、支障となることもさることながら、就労能力を失い、或いは経済的支柱を失つた者を悪しき環境に堕さしめ、新たな犯罪者を作るということにもなりかねない。イタリア実証学派の人々によつて、被害者賠償がとりあげられたことは大へん意味のあることであると思われる。[1] しかし、問題は、そのための資金をどこから得るかという点で、制度化がなされないで終つた。

第二次大戦後、この問題の再燃に火をつけたのは、イギリスの刑事政策家マージェリー・フライ女史である。

本稿は、被害者補償制度を概説する目的で書かれたものではないし、各法領域の制度について、すでに深く検討が及んでいる問題について、なまじつかの知識を陳列しても、それぞれの法分野ですでに研究を進めている人々[2]はもとより、心ある研究者の厳しい批判の目にたえるものではないと常に考えている者として、問題を局限してとりあげたいと思う。

ここに紹介するのは、Bundesgesetz vom 9. Juli 1972 über die Gewahrung von Hilfeleistungen an Opfern von Verbrechen (Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich, Jg. 1972, 87. Stück, Ausgegeben am 28. Juli 1972, S. 175 ff.) である。

この法律の所在を知りえたのは、全くの偶然による。一九七三年九月に、イスラエルで開催された第一回国際被害者学シンポジウムの第四部会「社会と被害者」の座長になるようにとの交渉を受け、ドイツ語で司会をすることを条件にして承諾をしてから、わが国で公刊されている諸論文に目を通し、主として、スティーブン・シェーファーの論著[3]を参照しつつメモを作成した。その間、ヨーロッパ大陸諸国の最近の動向について、殆んどふれられていないことを知

つた。ところが、一九七一年の終り頃になつて、若干のドイツの論文[4]、さらにアルミン・ショーライトの著作[5]に接し、大陸諸国の様子を知ることができた。この著書の中で、一九七二年七月九日に、オーストリア国民議会（Nationalrat）が、本法律を可決し、官報において公布されたことを知つたのである[6]。そこで、直ちに、ウィーンのマンツ書店にその官報を注文し、急送してもらい、すぐに仮訳にとりかかつた。ところが、民法や各種の保険法、社会福祉関係法などが入り組み、いろいろな困難に遭遇した。民事法の関係については、幸いにして同僚の内池慶四郎教授と倉沢康一郎教授の適切な御助言を得ることができた。だが、関連法領域と本法発効後の補償の実施状況などについては、皆目、見当がつかなかつた。私の調べた限りでは、オーストリアの法律雑誌に、本法に関する論説はまだ公刊されていなかつた。そこで、かねてから文通をしていた司法省のオイゲン・セリーニ刑事局長（Sektionschef im Bundesministerium für Justiz, Dr. Eugen Serini）に問い合わせたところ、司法大臣マトゥシェク（Bundesminister Matouschek）の代理（但し、その署名は判読出来ない）の人から、質問に対する詳細な解答と、関連する法領域の当該条項のコピーが送られてきた（一九七三年六月二八日付書簡）。その解答と主要な問題点、殊に給付金額の概況は、本法の各条文に付した訳注、本文として訳出した邦語（それに対応する原語を掲げて、訳者訳語の選択の際に考えたところを明示した）などに活用した。

本制度の運用状況については、連邦社会行政省（Bundesministerium für Soziale Verwaltung）に問い合わせた上で、解答を寄せてくれたが、本法施行以後、数多くの申請がなされたけれども、その大部分が要件不備を理由に却下され、従つて、本法の運用状況を具体的に示す統計資料はまだないという。

その理由として、マトゥシェク書簡のあげるところによれば、本法第一条第四項、第五項の要件が欠けていることによる。

第一条第四項の場合とは、被害者の生計無能力の状態が、一般に、六月に達していないので、「少なくとも六月継続する見込みのあるとき」という要件を充足していないのであり、第一条第五項の場合とは、一般社会保険法（Allgemeines Sozialversicherungsgesetz）による強制保険からの社会的給付（Sozialleistungen）が、寡婦年金及び孤児年金でもつて、遺族の生計を充分に保障しているので、給付の要件の充足していないことをいうのである、と説明していた。もつとも、此の解答では、余り納得出来ないので、八月七、八日にウィーンを訪問した折、司法省に行つたが、担当官が休暇中であつたため、たしかめることができなかつた。その後、九月一二日から一四日まで、西ドイツのバート・ナウハイムで開催された第一七回全犯罪学会の席上、オーストリア司法省のウォルフガング・ドーライシュ参事官（Ministerialrat Dr. Wolfgang Dolcisch）と会い、この問題について意見を求めたが、要するに、法律を作つても、給付金額として用意したものが余り多くなく、ために、給付要件を厳格に解釈する傾向があり、そのためもあつて、マトゥシェクの解答のような運用状況であること、イギリスその他の国の状況と比べて一目瞭然のように、給付額もお話にならないほど低額なのだが、これは、

オーストリアが豊かな国ではないからである。しかし、将来、予算的な措置を充分にとることができるようになれば、給付を受ける件数も増えるであろうし、各種の保険法にある「給付額」も改定され、それに応じて、被害者補償金額も増額されてゆくわけである。ともかく、法律としてこの制度は確立したわけであるから、今後は、適切な予算措置を獲得する方策さえ講ずればよいことになつたわけである、と説明してくれた。周囲に居るドイツの学者や実務家の談笑を意識してか、小声で、「貴方もよく知つて居られるように、西ドイツと比べれば、オーストリアでは刑法の全面改正はまだ実現されていません。[7] しかし、刑法改正案は通らないけれども、一九六九年に、行刑法[8]は成立しました。西ドイツの委員会草案や政府草案と比べれば、オーストリアの行刑法は、内容的に余り見るべきものがありません。しかし、まずしい国なりの努力はしたつもりですし、連邦統一行刑法典が出来たということは、実務にとつて大きな刺戟です。何故なら、オーストリアの刑務所当局にとつては、この法律の規定が最低限のスタンダードで、あとは、所長の裁量で、施設の被収容者の状況を考慮して進歩した行刑を実施することが出来るからなのです。そして、犯罪者に対する刑事政策において、進歩した内容の施策を実現する一方、その被害者に対する救済の法制化をはかることで、国民の間の不公平感をやわらげ、次第に行刑法の内容を改善するという作業に対する国民的合意が得られるのではないかと考えているのです。西ドイツの刑法総則の近代化、理想案をめざす行刑法草案もよいのですが、被害者補償法については、議論が始まつたばかりというのでは、何か、大事なもの、金のかかるものをあと廻しにするみたいで、一寸、おかしい気がします」と皮肉めかして語つてくれた。

ところで、オーストリアの「被害者補償制度」の特徴は、どういう点にあるであろうか。

この制度の法的基礎が、スウェーデンのように、国王の勅令でなく、又イギリスのように、内務省の「要綱（Scheme）」でもなくて、法律として公布されたこと、本法の運用について、社会行政省と司法省とが主務官庁となつていることに特徴があると思われる。つまり、本法は、その法的性格からみるならば、どちらかというと、社会福祉的な性格の強いものであり、給付の法的適性を確保する役割として司法的な抑制が働くものであると見てよいのではなかろうか。それというのも、本法による給付の請求が、地方癈疾院（Landesinvalidenamt）により受理される（第九条第一項）という点から明らかである。被害を受けた事実の確定と本法の実施は、刑事裁判所と検察官の協力をえて行政機関としての地方癈疾院が行うのである。この点で、補償裁判所を設置したニュージーランド、補償委員会を設置したイギリスとは異なつている。つまり、既存の法機構をそのまま利用しようとする点で、かなりの特色を持ち、此の点では、西ドイツの「被害者補償法・専門委員草案」が、補償事件を連邦労働省の管轄下にある、連邦保障法（Bundesversorgungsgesetz）の執行官庁に「被害者補償法」の案件を委せようとする（同法案第七条）のと極めて類似している。

「被害者補償」が「援助の提供」という文言によつて表示されていることから明らかなように、ここで考えられているのは「治療費」が生じ、生計能力の減じた者の生活上の苦しさを援助しようという配慮である。ここには、犯罪者の民事賠償を国家が肩代りをするということではなくて、生活保護的な色彩のある救済が考えられているといつてよい。だからこそ、被害者から扶養されている子供のうちで、一八歳未満であることとか、それよりも年齢が上であつても就学中で自活できない二六歳未満の者に限つているのであろう。

そして、援助の内容は、金銭に限らず、医師・歯科医師の治療、薬代、サナトリウムなどの滞在費、義肢などの支給、看護手当・失明手当の支給、埋葬料の補償など多岐にわたる点も注目してよいであろう。これらは、いわば、健康保険などによる給付に上乗せするものとして考えられているのであると思われる。ただ、本法第三条についての訳注の中で説明をしているところからも明らかなように、いかにも低額な金額しか「金銭的援助」が与えられない点が気になるけれども、反面、これらの金額は、それぞれの法律の付表の中に詳細に規定されて居り、経済状態の変動にスライドして支給額の改訂が行われるようであるから、その意味では、社会福祉体系全体の中にくみ込まれることでもつて、かえつて、要援助者に対する予算措置を確固とした財政上の基礎の上に置くことが出来、合理的な解決といえるかも知れない。

行刑法の改正と、被害者補償とは、たしかに、バランスのとれた刑事政策の要石といえよう。そのためもあつて、進んだ矯正を実現した国、実現しようとしている国は、目下「被害者補償制度」に関心を集めている。第一回国際被害者学シンポジウムにつづいて、本年九月、ハンガリーのブタペストで開催される国際刑法学会のテーマの一つとして、「被害者補償制度」がとりあげられる。

わが国でも、この制度について、法務省内部において比較法的な予備調査を広く行つていることを私もよく知つている。これまでに、イタリーの被害者補償、[9] スウェーデンの被害者補償[10]（但し、一九五四年のもの）について、条文の邦訳を提出し、その調査に協力してきた。

ところが、今度の旅行で、スウェーデンにおいては、一九七一年に「被害者補償に関する勅令」[11]が実施され、そして西ドイツにおいても、一九七三年一〇月に、「犯罪の被害者のための補償法・専門委員草案」[12]が公刊されたことを知つた。

刑事政策の近代化、合理化を願う研究者の一人として、ヨーロッパ大陸の最近の動向を伝えるために、逐次、これらの立法の状況を紹介してゆきたいと考えている。

（1）牧野英一・犯罪被害者に対する賠償の実際的方法、法学協会雑誌二二巻一号、明治三七年、九四頁以下、同・犯罪の被害者に対する賠償問題、法学志林九巻一一号、明治四〇年、常盤敏太・犯罪の被害者に対する損害賠償問題、法学志林三三巻三号七五頁以下、六号四〇頁以下、七号二三頁以下、昭和六年（後に、同・ラートブルフと教育刑、昭和四三年、二三二頁以下に再録）、小川太郎・犯罪被害者に対する国家賠償、現代の共犯理論・斎藤金作博士還暦祝賀論文集、昭和三九年、六六九頁以下、同・被害者に対する刑事政策、犯罪と非行、二

号、昭和四四年、二頁以下、同・被害者の問題、刑事政策の推移と問題、昭和四五年、一八二頁以下参照。

(2) (1)に掲げるもののほか、この制度の動向について、例えば、小川太郎・佐藤勲平・ニュージーランドにおける被害者補償の新立法、罪と罰一巻三号、昭和三九年、一三頁以下、小川太郎・ニュージーランド一九六三年犯罪被害者国家賠償法抄訳、社会改良九巻三・四号、昭和四〇年、三五頁以下、同・刑事災害の国家補償、刑法と科学——法律編——植松正博士還暦祝賀論文集、昭和四六年、八六七頁以下がある。

英米の法制度については、黒川慧・カリフォルニア州における犯罪犠牲者の補償、レファレンス一七九号、昭和四〇年、九四頁以下、中村泰男・イギリスにおける暴力犯罪被害者に対する国家補償制度、レファレンス一八五号、昭和四一年、二〇頁以下、鈴木義男・被害者補償の諸問題——英米での論議を顧みて——、前出・刑法と科学八八三頁以下、大谷実・イギリスにおける被害者補償制度の運用状況、ジュリスト五二一号、九五頁以下、五二三号、一〇八頁以下、五二四号、九八頁以下、昭和四七年がある。中村論文は、法規についての詳細な邦訳と解説においてすぐれ、大谷論文は、この制度の運用の推移と現状の分析にすぐれている。

なお、昭和四八年度の日本刑法学会秋期大会では、被害者学とともに、被害者補償制度につき、報告・討論がなされた（刑法雑誌一九巻三四号所収予定）。

(3) Stephen Schafer, The Victim and his Criminal, 1968, do., Compensation and Restitution to the Victims of Crime, 2nd ed., 1970.

(4) Harold Percy Romberg, Entschädigung für die Opfer von Gewaltverbrechen, Zeitschrift für Rechtspolitik, Jg. 1, 1968, S. 57 f., Eike von Hippel, Staatliche Entschädigung für Verbrechensopfer? ebenda, 4. Jg., 1971, S. 5 ff., Hein Kötz, Verbrechensopfer als Staatsrentner? ebenda, 5. Jg., 1972, S. 139 ff.

(5) Armin Schoreit, Entschädigung der Verbrechensopfer als öffentliche Aufgabe, 1973. 著者は、司法省参事官である。

(6) Schoreit, ibid, S. 30.

(7) オーストリアの刑法改正草案（一九六二年案、一九六四年案、一九六八年案）は、早稲田大学の斎藤研究室により訳出された（刑事基本法令改正資料五号、昭和三九年、九号、昭和三九年、一四号、昭和四三年）。なお、一九七一年にも草案が公刊されている。

(8) 宮沢浩一訳・一九六九年オーストリア行刑法、監獄法改正資料一五号、昭和四八年。なお、この邦訳は、加藤久雄講師との共同作業の所産である。私の海外出張中に、加藤君の手で確定稿を法務省矯正局に提出したのであるが、その際、共訳である旨を明示しなかったので、私の単独訳のように表記されている。特に記して、同君の努力に感謝の意を表したい。なお、右の資料は、タイプ印刷のため、少なからず誤記がある。

(9) イタリア司法省から送られてきた「司法過誤に対する刑事補償」の解説。

(10) Lag om ersättning i vissa fall åt oskyldigt häktade eller dömda m. fl. den 13 april 1945, Lag angående änd ring i lagen den 13 april 1945 (nr 118) om ersättning i vissa fall at oskyldigt häktade eller domda m. fl. den 10 januari 1958, Lag angående ändrad lydelse av 2 och 3 §§ lagen den 13 april 1945 (nr 118) om ersättning i vissa fall at oskyldigt häktade eller dömda m. fl. den 20 mars 1964.

(11) Kungl. Maj:ts kungörse om ersättning av allmänna medel för personskada på grund av brott den 18 juni 1971.

(12) Referentenentwurf, Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Verbrechen, 1973.

犯罪の被害者に対する援助の承認に関する法律

（一九七二年七月九日連邦法律）

援助の懸賞広告[1]、請求権者の範囲

第一条Ⅰ　連邦社会行政大臣は、本法に従い、犯罪の被害者又はその者の遺族に対して懸賞広告（民法典第八六〇条）により援助をなすことを連邦に義務づけなければならない。この懸賞広告は、官報における告示により通達するものとする。

Ⅱ　オーストリア国民が、六月以上の自由刑の定められた違法かつ故意の行為により、傷害又は健康毀損[2]の被害を受け、それによりその者に治療費が生じ又はその生計能力[3]が減じたことが高い蓋然性をもつて認められるときは、その者に援助がなされる。

Ⅲ　次に規定する場合にも、援助がなされるものとする。

1　刑の定められた行為が、責任無能力の状態で犯されたとき又は犯人が責任を阻却する緊急状態で行為したとき、

2　犯人に対する刑事訴追が、その者の死亡、時効又はその他の事由により許され[4]ないとき、又は、

3　犯人が知られないとき又は不在のため訴追ができないとき。

Ⅳ　生計能力の低減を事由とする援助は、この状態が少くとも六月継続する見込みのあるときに限る。

Ⅴ　第二項の行為が人の死の結果をもたらしたときは、以下の場合において、殺された者が法律上その者の扶養の義務を負うていた遺族に対し援助をするものとする。遺族がオーストリア国民であり、かつ死亡によつてその者に生計費[5]がなくなつたとき。

Ⅵ　第五項による援助は、子供が満一八歳を経過するまでなされるものとする。次に規定する場合にも、右の要件を超えて、子供に援助をする。

1　その者が学問的又はその他の定期的な学校教育又は職業教育を受けているので、自活することのできないときは、教育を規則に従つて修了するまで、遅くとも満二六歳まで。この期間中は、満二七歳まで兵役[6]は免除される。

2　肉体的又は精神的不具のため、自から生計を維持することが継続的にできないときであつて、この不具が満一八歳以前又は第一号に記載された期間中に生じ、この状態が継続する期間。

原語

1 Auslobung
2 Gesundheitsschädigung
3 Erwerbsfähigkeit 就労能力とも訳せる。
4 unzulässig
5 Unterhalt
6 Präsenzdienst マトゥシェクの解答によれば、一般兵役義務の枠内に

おいて提供せられるべき兵役をいう。

援助[1]

第二条　援助として規定されているものは、次の通りである。

1　金銭的給付[2]

2　治療的保護[3]

a　医師による救助[4]

b　治療薬[5]

c　一時的治療[6]

d　施設による看護[7]

e　歯科の処置[8]

f　必要な旅行経費の引受けを含む、拡大された治療的保護としての保養所及び療養所での滞在[9]

3　整形外科の手当[10]

a　義肢[11]、整形外科及びその他の治療方法の施用

b　その器材の再製及び改良

4　看護手当[12]、失明手当[13]

5　埋葬料の補償[14]

原語

1　Hilfeleistungen 直訳は「援助の給付」

2　Geldleistungen

3　Heilfürsorge

4　Ärztliche Hilfe

5　Heilmittel

6　Heilbehelfe

7　Anstaltspflege

8　Zahnbehandlung

9　Aufenthalt in Kurbädern und Heilstätten

10　Orthopädische Versorgung

11　Körperersatzstücken

12　Pflegezulagen

13　Blindenzulagen

14　Ersatz der Bestattungskosten

金銭的援助

第三条Ⅰ　金銭的援助（第二条第一号）は、被害を受けた傷害又は健康侵害により被害者から、毎月、収入として逸失した額又は将来逸失する額、扶養義務者の死亡により、遺族から生計として逸失した額又は将来逸失する額の範囲内で支出するものとする。しかしながら、金銭的援助は、第二項を留保して、第三項による収入とともに社会保険法（官報一九五五年一八九号）の第二九二条第三項a[1]による調整手当の支給に関する当該基準[2]の一・五倍の額を越えてはならない。妻（生計能力のない夫）、すべての子供らが請求権者から扶養されていた場合には、この限度は妻（生計能力のない夫）及びすべての子供（社会保険法第二五二条）につき、社会保険法第二九二条第三項第二段にそれぞれ規定された額の一・五倍まで高められる。寡婦（鰥夫）

については、社会保険法第二九二条第三項bによるそれぞれの基準の一・五倍の額、孤児については、同法第二九二条第三項cにより、当該の問題となる基準の一・五倍の額が収入の限界をなす。第三項による収入と併せて、金銭的援助が収入の限界を越えたときは、金銭的援助は収入の限界を越える額に減額する。

II　第一項による計算の結果、金銭的援助が妥当でないか又は収入の逸失もしくは生計費の逸失の半額以下であることが明らかとなつたときは、金銭的援助は、収入の逸失もしくは生計の逸失の半額をもつて計算する。しかしながら、金銭的援助は、第三項による収入と併せて、それぞれ第一項から明らかとなる収入の限度の二倍の額を越えてはならない。第一項後段を適用する。

III　財産から生じうる収益[3]、並びに扶養の給付が義務づけに基づく限り、起りうる扶養の給付を含む、金銭又は財物の形で事実上獲得された所得[4]又は獲得しうるすべての所得は、それが実質を削減することなく獲得されうる限り収入とみなす。収入を確定するに当り、一九五一年九月二一日の連邦法（官報二二九号）による住宅手当[6]、一九六七年の家族負担調整法[7]（官報三七六号）による家族手当[8]、一般保護及び自由な福祉的看護の給付並びに特別な身体的状態により与えられる収入（困窮者手当金[10]、看護手当、失明手当及び同じ種類の給付）は、考慮されない。義務づけに基づく扶養の給付は、それが第一条第二項にいう行為を理由として与えられた限り、算入されない。

原語

1　Ausgleichszulagen

2　Richtsatz　マトゥシェクによれば、Richtsatzとは、「社会保険から給付されるべきか、それをどの程度給付すべきかにつき評価する尺度の大きさ（Messgröße）」をいう。

3　Erträgnisse

4　Einkünfte

5　ohne Schmälerung der Substanz

6　Wohnungsbeihilfe

7　Familienlastenausgleichsgesetz

8　Familienbeihilfe

9　Leistungen der allgemeinen Fürsorge und der freien Wohlfahrtspflegne

10　Hilflosenzuschß

訳注

この調整手当の基準につき、送付された資料により例示するならば、一般社会保険法第二九三条第一項によれば、a自己の年金保険に基づく年金権者がaa夫（又は妻）と同居しているときは二五七五シリング（約三万六千円）、bb aaの要件がないときは一八〇〇シリング（約二万五百円）、b寡婦（鰥夫）年金権者には一八〇〇シリング、c孤児年金権者がaa二四歳未満であるときは六七二シリング（約九千四百円）、両親が死亡しているときは一〇一〇シリング（約一万四千円）、bb満二四歳以後であるときは一一九四シリング（約一万六千七百円）、両親が死亡しているときは一八〇〇シリング（約二万五千二百円）とする。

住居手当は、戦後の諸事情により、高騰した住居費を補助するため、当分の間、一月三〇シリング（約四百二十円）収入に補助として支払われている。

家族手当は、家族の負担を平均化するために、他の給付とともに、オーストリアに住居をもち、独立していない被扶養者である未成年者、二七歳未満で就学中の者及び生計無能力者がこれを請求する権利をもつ。

困窮者手当金とは、社会保険法の概念であつて、年金受給権者が常に他の者の世話と援助を必要とする程に困窮しているときは、その者に年金保険から支払われる給付をいう。

一般保護と自由な福祉的看護の給付とは、慈善目的のために、国家又は私人により提供される援助をいう。

看護手当と失明手当は、戦争犠牲者保護法第一八条、一九条に規定されている。

給付額は次の通りである。第一級二一六二シリング（約三万円）、第二級三二四三シリング（約四万五千円）、第三級四三二五シリング（約六万円）、第四級五四〇七シリング（約七万五千円）、第五級六四八七シリング（約九万円）。この給付額は、一九七三年七月一日以降の改訂額であり、月額である。

看護手当は、後出の戦傷者に対し、その負傷の部位により段階づけて支給される。例えば、四肢のうち三肢を失つた者は第五級、腕二本を失つた者は第三級、足二本を失つた者は第二級、片手と片足を失つた者は第一級というように。

失明手当は、第三級とし、さらに四肢に障害があるときは第四級とする。

治療的保護

第四条Ⅰ　第二条第二号による援助は、第一条第二項にいう傷害と健康侵害に対してのみ行う。第一条第二項にいう行為の結果、健康保険法の保護が与えられる期待可能な活動(1)をもはや行いえない負傷者並びに遺族（第一条第五項）は、すべての健康侵害の場合に治療的保護を受ける。

Ⅱ　第二条第二号による援助は、

1　侵害を受けた者又は遺族が法律上の健康保険に加入し、任意(2)に健康保険に加入し又は健康保険給付請求権がそのものにあるときは、健康保険の保険者(3)

2　その他の場合は、場所的管轄をもつ健康保険金庫(4)が、それを支給しなければならない。第二条第二号に記載された給付は、場所的管轄のある地域傷病金庫の強制保険の被保険者(5)に対し、法律又は約款に基づいて帰属する範囲内で支給される。

Ⅲ　連邦は、費用を第二項第二号にあげた健康保険の保険者に代り、それらの者が給付を他の連邦法及び定款に基づいて提出したときは、それらに生じた費用を越える費用を、第二項第一号にあげた(6)健康保険の保険者に肩代りする。さらに、連邦は、管理費用への応分の分担を健康保険の保険者に肩代りする。(7)

Ⅳ　負傷者又は遺族が治療的保護の費用を自分自身で負担したときは、治療的保護が本法に基づいて健康保険の保険者により提出されたならば連邦に生じた筈の額の範囲内でこれらの費用は、それらの保険者に肩代りするものとする。

原語

1 zumutbare Beschäftigung
2 freiwillig
3 Träger der Krankenversicherung
4 Gebietskrankenkasse
5 Pflichtversicherten
6 Verwaltungskosten

7 ersetzen という動詞が使われている。

整形外科の手当

第五条Ⅰ　第二条第二号による援助は、第一条第二項にいう傷害と健康侵害についてのみこれを行うものとする。第一条第二項にいう行為の結果、健康保険の保護が与えられる期待可能な活動をもはや行いえない負傷者並びに遺族（第一条第五項）は、すべての身体に対する損害の場合に整形外科の手当を受ける。

Ⅱ　義肢、整形外科及びその他の治療方法の施用の種類及び範囲並びにその使用期間は、一九五七年の戦争犠牲者保護法（官報一五二号）第三二条と第三三条の付録に従つてこれを決める。

Ⅲ　負傷者又は遺族が義肢、整形外科又はその他の治療方法を自から調達したときは、整形外科の保護が本法に基づいて連邦により行われたならば連邦に生じた筈の費用は、その者に肩代りするものとする。

看護手当と失明手当

第六条　負傷者が第一条第二項にいう行為の結果、その者が生活にとつて重要な仕事について他の者の救助を必要とするほど困窮しているときは、一九五七年の戦争犠牲者保護法第一八条を基準として、その者に看護手当を与えるものとする。負傷者が第一条第二項にいう行為の結果失明したときは、一九五七年の戦争犠牲者保護法第一九条を基準としてその者に失明手当を与える。その際に、第一条第二項にいう傷害又は健康侵害は、一九五七年の戦争犠牲者保護法にいう勤務上の負傷(1)と同じとする。

原語・訳注

1 Dienstbeschädigung　これは、オーストリア共和国（オーストリア・ハンガリー帝国並びに一九三八年三月一八日以後の大ドイツ帝国（ライヒ）を含む）のため、軍務又は予備役の勤務に就いているときに受傷した傷害である。

埋葬料の補償

第七条　第一条第二項にいう行為が人の死の結果をもたらしたときは、遺族（第一条第五項）が支払つた埋葬料は、社会保険法第二九二条第三項aによる調整手当の支給に関する当該の基準額の二倍まで遺族に肩代りするものとする。死亡によつて社会保険又はその他の公的手段から与えられた一回限りの給付は、これを算入するものとする。

除外規定

第八条Ⅰ　次に掲げる各号の場合には、救済は負傷者又はその死亡の際には遺族に支給されない。負傷者又は遺族が、

1　行為に加担したとき、

2　法秩序により認められた理由なく、行為者を犯罪的攻撃へと故意に導いたとき(1)又は認めるに価する理由なく重大な過失により、犯罪の被害者となるよう自らを危険にさらしたとき、

3　喧嘩に加わり、その際に傷害又は健康侵害（第一条第二項）をうけ又はその際に殺害されたとき（第一条第五項）、又は、

4　行為を明らかにすること、行為者を究明すること又は損害を確定することに寄与することを有責的に怠ったとき。

Ⅱ　犯罪による損害賠償請求権を放棄した者には、救済は排除される。

Ⅲ　その者につき期待しうる治療方法又は社会復帰方法(2)を拒否し、又はその態度によりその種の方法の効果を危険に陥れ又は失敗させた者には、金銭的給付は排除される。

Ⅳ　金銭的給付（第二条第一号）は、負傷者又は遺族が故意又は重大な過失により、損害の減少に寄与することを怠った程度により、これを減額するものとする。

Ⅴ　法律上の規定により、同種の給付に対する請求権を有する者には、整形外科の手当は排除される。民法上の規定による損害賠償請求権は、同種の給付とは看做されない。

原　語

1　Zu dem verbrecherischen Angriff vorsätzlich veranlasst. 挑発などにより、相手を故意に刺激して攻撃を惹起した場合をいう。

2　Rehabilitationsverfahren.

援助の申請とその処理

第九条Ⅰ　援助の申請は、給付請求者がその住所地をその管轄内にもつ地方廃疾院(1)がこれを受理する。住居地が定まらないときは、居所を基準とする。給付請求者がその住所を外国にもつときは、ウィーン、ニーダーエステルライヒ及びブルゲンラント(3)の廃疾院が申請を受理する。

Ⅱ　第二条による援助の承認を求める申請につき、連邦社会行政大臣がこれを判定する。事実の確定と実施(4)は、連邦社会行政大臣の指示により、場所的管轄をもつ地方廃疾院の義務である。

Ⅲ　地方廃疾院は、申請の基礎にある事実に基づき、裁判上の刑事手続が開始せられるか否か、必要ならば、この手続がいかなる状態にあるかにつき確定しなければならない。第一審刑事裁判所と検察官とは地方廃疾院の当該照会に遅滞なく解答しなければならない。検察官が告訴を却下(5)し又は訴追もしくは公訴を取り下げ(6)たときは、その理由を報告しなければならない。さらに、税務署(7)、公安官署(8)及び社会保険の保険者(9)は、請求により、その作用領域の枠内で確定された事実につき通報しなければならない。しかし通報義務は、給付請求者の税務署による決定から明らかとなる事実にまで及ぶものではない。

Ⅳ　事実の確定が、医師の専門知識の領域に属する問題と関連する限り、地方廃疾院の名簿により選ばれた医師の鑑定人に尋ねるものとする。地方廃疾院の名簿により選ばれた鑑定人以外の者は、遅滞するおそれがあり、負傷者の必要な診察が不可能であるか又はそ

れが極めて困難であるときもしくは一つの科[10]につき鑑定人が任命されないときに限り、これを招請することができる。医師の鑑定人の時間と苦労[11]に対する報酬につき、一九五七年戦争犠牲者保護法第九一条の規定が適用される。

原　語

1 Landesinvalidenamt
2 Niederösterreich
3 Burgenland
4 Die Feststellung des Sachverhaltes und die Durchführung
5 die Anzeige zurückgelegt
6 von der Verfolgung oder der Anklage zurückgetreten
7 Finanzämter
8 Sicherheitsbehörde
9 Sozialversicherungsträger
10 ein Fach
11 Zeitversäumnis und Mühewaltung

援助の開始と終了、返還補償[1]

第一〇条Ⅰ　第二条による給付は、申請が傷害又は健康毀損（第一条第二項）もしくは負傷者の死亡（第一条第五項）の後、六月以内に提出された限り、給付についての要件が充足された月からこれを支給することができる。申請がこの期間経過後にはじめて提出されたときは、給付は、その申請がなされた月からこれを支給するものとする。

Ⅱ　援助は、それの基準となる事情が変更され、除外事由（第八条）が事後的に生じ、又は援助のための要件が存在しないことが事後的に明らかとなつたときに終了する。

Ⅲ　援助は、受給者が前もつて次の義務を負つている場合に限り、支給されるものとする。

1　給付を受けるについて重要なあらゆる変更を、管轄権のある地方廃疾院に遅滞なく届け出ること、及び

2　その者が、故意又は重大な過失で、不真実を記載し、重要な事実を沈黙し又は第一号による届出義務を侵害することによつて給付の受取り又はその継続を招来したときは、権限なく受領した給付を賠償すること。このことは、違邦のその他の民法上の請求権を留保する。

Ⅳ　第二項及び第三項に反して不法に受けとつた額の返還請求は、特に受領者の家族関係、収入関係、財産関係を考慮し、顧慮に値する事情が存するときは、これを放棄することができる。分割額による弁償についての協定は、これを許す。

原　語

1 Rückersatz

救済の所得税及び手数料免除[1]

第一一条Ⅰ　本法に基づき支給された金銭的給付には、所得税はか

からない。

II　本法を実施する事件における申請及び代理権は、すべて印紙手数料(2)を免除する。

原語

1　Gebührenfreiheit

2　Stempelgebühren

賠償請求権の移行

第一二条　本法によりその者に給付がなされる者が、第一条第二項にいう行為により、その者に生じた損害の賠償を他の法律上の規定に基づき請求しうるときは、連邦が本法により給付をなす限り、請求権は連邦に移る。賠償義務者に対するこの債権譲渡の効果については、民法第一三九五条後段と一三九六条前段を準用する。

保護の給付の肩代り(1)

第一三条I　保護担当者(2)が法律上の義務に基づき、負傷者又は遺族に事後の経済的救助(3)を本法により与えた期間について負傷者又は遺族を援助したときは、保護担当者により給付された援助は、本法により認められた給付の額まで連邦によつて肩代りされるものとする。

II　本法による金銭的給付は、保護担当者の賠償請求権を満足させるために支払われる金額たけ減額する。

原語

1　Ersatz von Fürsorgeleistungen

2　Fürsorgeträger

3　finanzielle Hilfe

教示(1)

第一四条　本法により救済が考慮される負傷者に対し、刑事手続において、本法について教示するものとする。教示は第一審の刑事裁判所がこれを行い、検察官が告訴を却下したときは、検察官が行う。

原語

1　Belehrung

財政上の規定(1)

第一五条　本法より生じた支出(2)は、行政上の経費(3)を含み、連邦予算(4)からこれを支出する。

原語

1　finanzielle Bestimmungen

2　Aufwand

3　Verwaltungsaufwand

Bundesmitteln

発　効

第一六条I　本法は　一九七二年九月一日に発効する。

II　本法は、第一条第二項にいう行為が本法の発行前ではあるが、一九六九年一二月三一日以後になされた場合にも、これを適用する。

執行と実施

第一七条I　本法の執行の任にあるものは、次の通りである。

1　第四条に関しては、連邦社会行政大臣、

2　第九条第三項後段及び第四項後段、第一条並びに第一五条に関しては、連邦財政大臣の了解をえて連邦社会行政大臣、

3　第九条第三項第二段、第三段並びに第一二条及び第一四条に関して、連邦司法大臣、

4　第九条第三項後段に関しては、連邦財政省と連邦内務省の了解を得て連邦社会行政大臣、である。

II　本法上、私権の担い手としての連邦により配慮せられるべき使命を実施する任にあるのは、連邦司法大臣の了解をえて連邦社会行政大臣である。

【追記】

最近入手した資料によると、一九七四年一月二三日の連邦法（BGBl. Nr. 60）としてついに新刑法典が公布された。これは全三二四条である。オーストリア政府から提出されていた最終草案（一九七一年）が、全三三〇条であつたところをみると、若干の手直しがなされたわけである。本号五〇～五一頁に紹介した司法省のドーライシュ参事官の発言は、このような微妙な刑法改正の状況を考慮して、抑制的な内容であつたことが、今にして思われるのである。